# 幼保連携型認定こども園グレース幼稚園 重要事項説明書

教育・保育の提供にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

#### 1. 施設運営主体

名 称	学校法人大阪キリスト教学院
所 在 地	大阪市阿倍野区丸山通 1-3-61
電話番号	06-6652-2091
代表者氏名	理事長 根岸正州

### 2. 利用施設

施設の種類	幼保連携型認定こども園
施設の名称	認定こども園グレース幼稚園
施設の所在地	大阪市阿倍野区昭和町 4-3-19
連絡先	TEL · FAX 0 6 - 6 6 2 2 - 1 0 0 8
管 理 者	園長 副島 美帆
対 象 児 童	満 3 歳以上の小学校就学前児童及び保育を必要とする満3歳未満の
	乳幼児
利用定員	【1号認定子ども】
	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、2号認定こども以外の児童
	30人
	【2号認定子ども】
	満3歳以上の小学校就学前児童のうち、保育を必要とする児童
	40人
	【3号認定子ども】
	満3歳未満で保育を必要とする児童 30人
開設年月日	2018年4月1日
事業所番号	2710051005991

#### 3. 施設の目的・運営方針

当園は、幼児期における教育・保育を、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであると位置づけ、以下の運営方針に基づき幼児教育・保育を一体的に提供してまいります。

- (1) 園児の健やかな成長を図れるよう、その心身の発達を助長するとともに、必要に応じ、保護者に対して子育てに関する悩み・相談に対応できる体制を構築します。
- (2) 園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が

豊かに展開されるような環境を整え、園児と共により良い教育及び保育の環境を 創造するよう努めます。

- (3)一人ひとりの個性を大切にし、生きる力の基礎を培うことができるようにと願っています。自然の中でのいろいろな体験や遊びを重視したプログラムを実施します。
- (4)健康を維持するために必要な基本的生活習慣を身につけるとともに集団生活の中で育つもの、感謝、思いやり、勇気、探求心、忍耐、協調性、責任感など、社会の一員として生きるために大切な心情が育つ保育を目指しています。
- (5)子どものよりよい成長のために、家庭、園、地域と連携を取りながら保育内容を考え、きめ細やかな援助ができるよう努めます。地域に開かれた園として、地域の中で豊かな人間関係を育成し、子育て支援の拠点となるような取り組みをしていきます。
- (6) 将来を健やかに生きるために、食を大切にし、食育を重視した保育を実施します。

# 4. 当園における施設・設備等の概要

#### (1) 施設

敷地			8 0 5 m²
国企	構造		鉄骨造り造2階建
園舎	延べ床面積		6 8 7 m²
園庭	地上園庭26	65 m²、2階園庭136 m²	

#### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室(ほふく室含む)	1室	
保育室	4室	満2歳児クラス、満3歳児クラス、満4歳児
		クラス、満5歳児クラスについて各1室
遊戯室(ホール)	1室	
職員室兼医務室	1室	
調理室	1室	
子育て支援室	1室	

#### 5. 提供する幼児教育・保育等の内容

当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)を踏まえ、以下の幼児教育・保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供 下記8に記載する時間において、教育・保育を提供します。

#### (2) 送迎

保護者が徒歩及び自転車にて送迎を行う。

# 6. 職員の職種、員数及び職務の内容

2024年4月1日予定

職種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
	職員及び業務の管理を一元的に行い、職				
園長	員に対し法令等を遵守させるため必要	1	1		
图文	な指揮命令を行うとともに、園児を全体	1	1		
	的に把握し、園務をつかさどる				
主幹保育教	園長を助け、命を受けて園務の一部を整				
諭	理し、並びに園児の教育及び保育をつか	1	1		
	さどる。				
	教育・保育に従事し、その計画の立案、				
保育教諭	実施、記録及び家庭連絡等の業務を行	2 5	1 2	1 3	
	う。				
事務員	事務に従事する	1	1		
栄養士(栄養	園児の栄養の指導及び管理をつかさど	1			委託職員
教諭)	る。				
調理員	調理員は栄養教諭のお作成した献立に	3			委託職員
	基づき、給食及びおやつを調理する				

当園では、「大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営の関する 基準を定める条例(平成26年9月22日大阪市条例100号、以下「条例」という。)」 の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置 しています。

# 【各職種の勤務体系】

職種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯(10時~19時)
主幹教諭	正規の勤務時間帯( 9時~18時)
保育教諭	正規の勤務時間帯( 7時30分~19時)
事務員	正規の勤務時間帯( 9時~17時)
栄養士 (栄養教諭)	正規の勤務時間帯( 8時~17時)
調理員	正規の勤務時間帯( 8時~17時)

※ローテーションにより、各保育教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

#### 7. 教育・保育を提供する日

お住いの市町村から受けた支給認定区分ごとに、以下の通り利用可能日(休園日)が

異なります。

認定区分	対象者	休園日
1号認定こども	満3歳以上の小学校就学前	土曜日、日曜日、祝祭日
	児童のうち、2号認定子ど	夏季休業日(7月21日から8月31
	も以外の児童	日まで)
		冬季休業日(12月 21日から1月7
		日まで)
		春季休業日(3月21日から4月7日
		まで)
		開園記念日 4月1日 ※
2号認定こども	満3歳以上の小学校就学前	日曜日、祝祭日、夏季休業日(8月
	児童のうち、保育を必要と	13日~8月15日)、年末年始(12
	する児童	月 29 日~1 月 4 日)
3号認定こども	満3歳未満で保育を必要と	開園記念日 4月1日
	する児童	

※夏季休業日、冬季休業日、春季休業日及び土曜日でも、保育が必要な場合は一時預かり を利用することもできますので、ご相談ください。

#### 8. 教育・保育を提供する時間

お住いの市町村から受けた支給区分ごとに、以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

認定区分	教育・保育時間	利用可能時間
1号認定こども	教育標準時間	9時から14時(※注1)
	(概ね4時間程度)	
2号認定こども	保育標準時間	7時30分~18時30分
3号認定こども	(最大11時間)	(※注2)
	保育短時間	8時~16時
	(最大8時間)	(※注3)

(※注1) 9時より前もしくは14時を超えて保育を必要とされる場合は、一時預かり事業(幼稚園型)を利用することもできますのでご相談ください(別途利用者負担が必要になります)。

(※注2) 7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、 19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします(時間外保育の利用にあたって は、市町村にお支払いいただく通常の保育料 (0から2歳児)のほかに、別途利用者 負担が必要となります)。

(※注3) 8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、 7時30分から8時までまたは16時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供 します(時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料8 0から2歳児)のほかに、別途利用者負担が必要となります)。

## 9. 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

(1) 食事の提供方法

自園調理 (調理業務は名阪食品株式会社が行います。)

(2) 食事の提供を行う日

保育の提供を行う日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

#### 10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担(0~2歳児のみ・保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める利用者負担額(月額)をお支払いいただきます。

ただし、月の途中で入退所する場合については、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。 お支払方法については、別途お知らせします。

# 11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援教育・障がい児保育を行っています。

# 12 利用の開始に関する事項

(1) 1号認定子ども

本園が入所申込みの先着順により入所決定し、支給認定を受けた保護者が本重要 事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

(2) 2・3号認定子ども

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に教育・保育の提供を開始します。

### 13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 子ども・子育て支援法第24条第1項第2号又は第3号の規定により支給認定が 取消されたとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

# 14 学校医 (嘱託医)

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 小児科

医療機関の名称	池田医院
医院長名又は医師名	池田一郎
所 在 地	大阪市阿倍野区昭和町5-11-1
電 話 番 号	06-6621-3453

#### (2) 歯科

医療機関の名称	河村歯科
医院長名又は医師名	河村泰治
所 在 地	大阪市阿倍野区昭和町4-2-1
電 話 番 号	06-6628-0805

#### 15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

# 16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
	・自動火災報知機 有 ・誘 導 灯 有
防災設備	・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有
	・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

# 17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

# 18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

	・窓口担当者	副島美帆、木村久美子
当園	・ご利用時間	9:00~ 17:00
ご利用相談窓口	・電話番号・F <i>A</i>	AX 06-6622-1008
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	綱井 麻子	072-291-3222
		こひつじ保育園
	森田智子	06-6641-9945
		金塚幼稚園 園長

- ※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。
- ※ 苦情解決の実績等はホームページに掲載しています。

## 19 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付
保険の内容	医療費の還付等
保険金額	285円

# 20 園児の利用状況 (毎年度5月1日現在)

		2021年度	2022年度	2023年度
1号認定子	3歳児	12 人	12 人	13 人
ども	4歳児	10 人	9人	10 人
	5歳児	9人	9人	8人
2・3号認	0歳児	6人	6人	6人
定子ども	1歳児	12 人	12 人	12 人
	2歳児	12 人	12 人	12 人
	3歳児	11 人	9人	10 人
	4歳児	13 人	13 人	13 人
	5歳児	15 人	15 人	16 人

# 21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	受審していない	
自己評価の実施状況	毎年度実施	冊子、ホームページ等に掲載

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨(適正 運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示され た事実の有無)

なし

# 23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。	
宗教活動、政治活動、	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活	
営利活動	動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。	

# 別表

# 1 全員が対象になるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者料金(上乗せ徴収分、実費分)

項目	内容、負担を求める理由及び	金額
	目的	
入園·進級諸費用	1号入園時、2号3歳進級時	50,000 円
		(内訳)
		入園・進級手数料
		20,000 円
		施設費 30,000 円
給食費	1号認定児のみ	1回 360円
給食費	2 号認定児のみ	月額 7,000円
(主食費 2,300 円+副食費 4,700 円)		
教育保育充実費	基準以上の人員配置のため	月額
	の人件費	(0,1,2 歳児) 3,500 円
	園外保育費用等	(3,4,5 歳児) 6,000 円
保育用品代(1・2号認定児)	道具箱・はさみ・クレパス・	約9,000円
※初年度のみ	出席ノート・かばん・粘土・	
	粘土ケース	
制服代(1・2号認定児)	ズボンまたはスカート・ポロ	約 25,000~26,000 円
※初年度のみ	シャツ長袖・半袖・セータ	
	ー・スモック・帽子・紅白帽	
	子	
保育用品代(3号認定児)	カラー帽子、氏名印、	約1,400円
※初年度のみ		
	連絡ノート	1 冊 210 円
	(3号認定児のみ)	(1年平均3冊使用)
	出席ノート(3~5歳児)	610 円
宿泊行事等にかかる	宿泊保育(7月)	約 8,000 円
費用(年長児のみ)	雪あそび (2月)	約 5,000 円
PTA会費	毎年総会で承認	年額 3,4,5 歳児 5,000 円
		0,1,2 歳児 2,500 円
写真代		スナップ 180 円 集合 470 円

<sup>※</sup>物価高騰等の理由により、年度途中で値段が変更になる場合があります。

# 2 該当者(利用者)のみ対象になるもの

- (1) 延長保育に係る利用者負担金
  - ア 保育標準時間認定に係る延長保育料
    - ①月額 2,900円
    - ②18時30分から19時まで利用した場合 1回あたり200円(30分200円)
  - イ 保育短時間認定に係る延長保育料
    - ①7時30分から8時まで利用した場合1回あたり200円
    - ②16時から19時利用した場合 1回あたり800円(30分200円)

注: 同じ日に①の時間帯と②の時間帯をともに利用した場合については、それぞれの延長保育料が必要となります。